

岩手産業保健総合支援センター

10月は、「全国労働衛生週間」です。  
ところで、労働安全衛生法の改正に伴い、6月1日に事業者の受動喫煙防止措置が努力義務化されたことは御存のことと思います。  
内容は、労働安全衛生法第68条の2で「事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第71条第1項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。」となっています。

この条文には、受動喫煙の定義が示されており、また、適切な措置としては、

- ①全面禁煙
- ②喫煙室の設置による空間分煙
- ③たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置

などがあります。

措置を行なう場合は、「実情に応じて」となっていますが「実情」とは具体的には、「妊娠している者、未成年者、呼吸器等に疾患がある者等配慮すべき労働者」がいる場合は、格別の配慮が必要になる「実情」となります。

その他には、「職場の空気環境の測定結果」「労働者及び顧客の喫煙の状況」などの情報を収集して、その結果に応じた適切な配慮が必要となります。

さらに、上記①～③等の措置のうち実施可能な施設設備（ハード面）と教育等（ソフト面）の対策を効果的に組み合わせる実施することが必要とであることが盛り込まれています。

法律の条文を読んだだけではなかなか分からないものです。

これらについては、厚生労働省から発出される「通達」に記載されていることから、通達を読んでその内容を理解することが必要となります。一般的には、リーフレット等から情報を得ますので、詳しいところまではなかなかわかりません。

詳しい内容を知りたい場合は、最寄りの労働基準監督署に御相談していただくこととなります。

受動喫煙対策が、努力義務とはいえ労働安全衛生法に規定されたことは、受動喫煙対策の重要性を示したもので、事業者としても考える必要があるのだろうと思います。

当センターでは、11月26日に、受動喫煙に関する研修会を予定しています。専門的な立場から説明があります。すでに、分煙対策を行なっている事業場でも、受動喫煙対策に関して理解を深めることができると思います。

受講申込みをお待ちしております。

一和一